

1. 件名：志賀原子力発電所 1号機非常用ディーゼル発電機（A）過給機の点検結果報告
について

2. 日時：令和4年1月12日 13時00分～13時20分

3. 場所：原子力規制庁2階中コア会議室（Webex）

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門

久光上級原子炉解析専門官、小林主任監視指導官、志賀主任監視指導官

北陸電力株式会社（以下「北陸電力」という。）

東京支社 原子力・技術チーム 副課長

志賀原子力発電所 副課長ほか1名（Webex）

5. 要旨

北陸電力から、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 1号機非常用ディーゼル発電機（B）過給機軸固着事象に関連し、志賀原子力発電所 1号機非常用ディーゼル発電機（A）過給機の点検を実施したことから、その点検結果について提出資料に基づき以下の説明を受けた。

○発電機側過給機タービンプレードの全51箇所のうち44箇所及び反発電機側過給機タービンプレードの全51箇所については、点検フローの第一判定である設計上の最大孔位置の差（0.22mm）を満足していることを確認した。

また、発電機側過給機のタービンプレードの残り7箇所については、点検フローの第一判定を超えているものの、第二判定であるメーカー管理値（0.60mm）以内であることを確認した。

○第一判定を超え、第二判定以内の発電機側過給機について、タービンプレードをロータに組み込み状態のまま、全てのファツリ一部の非破壊検査（超音波探傷試験）を実施し、亀裂がないことを確認した。

○点検結果から、異常は認められなかったことから、発電機側及び反発電機側過給機タービンプレードを継続使用可能と判断した。

原子力規制庁は、北陸電力からの説明後に質疑応答を行い以下の内容を確認した。

○今後分解点検に合わせて実施するファツリ一部の継続的な非破壊検査結果を保全計画に反映していく。

原子力規制庁から北陸電力に対し、今後点検予定の非常用ディーゼル発電機について新たな知見及び不具合がなければ、点検結果報告書をメール等で送付も可能である旨伝えた。

6. 提出資料

- ・ 志賀原子力発電所 1号機非常用ディーゼル発電機（A）過給機の点検結果報告
について

以上